

◎開議の宣告

- 田中敏雄 議長 大変ご苦労さまです。  
34番塩田勉議員から遅刻する旨の届け出があります。  
ただいまから本日の会議を開きます。
- 

◎議長報告について

- 田中敏雄 議長 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。
- 

◎閉会中の継続審査の申し出について

- 田中敏雄 議長 日程第1、陳情第1号日米地域協定にかかわる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について及び、日程第2、陳情第8号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求めることについての2件は、それぞれ総務文教常任委員長及び産業経済常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。
- 

◎委員会調査の継続の申し出について

- 田中敏雄 議長 日程第3、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長、総務文教常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。  
お諮りいたします。  
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。
-

◎陳情第7号～議案第111号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第4、陳情第7号物価に見合う年金の引き上げの意見書の採択を求めることについてより、日程第12、議案第111号平成21年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

○小笠原恒男 厚生常任委員長 今定例会におきまして、厚生常任委員会に付託になりました議案7件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第7号については、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立多数で採択するべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号については意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員で採択するべきものと決定いたしました。

次に、議案第94号については質疑はなく、討論では立身委員より、この改正案に反対の立場で討論する。当局としては、十分に苦慮してここに至ったことは理解している。しかし、緊急経済対策で政策を実施しても、市民にとって根本にある重い税金を課したままでは、市民生活を改善したことにはならないとの討論があり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号では、市民の健康が福祉行政の第一義である。市の福祉ビジョンは示されているかとの質疑があり、当局より、市民が健康で幸せであることが福祉の原則であり、総合計画に明記されている。また、幸せな地域社会の実現が経営理念に掲げられているとの答弁がありました。

また、財政調整基金の繰り入れにより残高が1,300万円となったが、今後の方針はどうかとの質疑があり、当局より、繰り入れは保険税上昇の市民負担を半分に抑えることができた。今後については財政計画を策定し検討する。なお、一般財源も視野に入れざるを得ないが、市民の7割が国保加入者でないこともあり、十分な検討、調整が必要であるとの答弁がありました。

以上の質疑のほか、資格証明書の交付状況、健診受診率の向上、後期高齢者医療制度の状況、高額医療費などについての質疑に加え、国保制度そのものの課題についても意見が出されました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号では、入所待機者の状況と対応策について質疑があり、当局より、4月1日現在で待機者は240名である。このうち、要介護度3以上が171名である。対策については、第4期介護保険計画の実施により、75%をカバーする予定であるが、その間、在宅介護支援としてショートステイなどの居宅系サービスの充実と、利用促進を図っていくとの答弁がありました。

また、施設整備の予定について質疑があり、当局より、施設整備に当たっては、市民の利用を大前提に、入所者29人以下の地域密着型施設を整備していくとの答弁がありました。

以上の質疑があり、討論では、赤川委員より、本案に賛成の立場で討論する。質疑では、入所待機者が不満を抱きながら生活している実情を述べた。こうした状況を改善する努力を望むものである。施設整備に当たっても、市民アンケートなどで問いかけ、国の制度だからということでなく、市民の視点で進められることを要望して、賛成するものであるとの討論があり、起立採決の結果、起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号では、指定管理施設からの帰任職員と直営施設の人事管理について質疑があり、当局より、帰任する職員については、異動前から懇談会などで帰任先や仕事への不安も解消するよう心がけてきた、今後も配慮し、取り組んでいくとの答弁がありました。

本案について、以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号では、老健おおりの経営が厳しい中で、職員体制を変更した理由について質疑があり、当局より、施設の規模もあり、経営上必要と判断して課長級2名を配置したものであり、今後、経営の立て直しに取り組むものであるとの答弁がありました。

本案について、以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号では、平成24年の新法の施行についての対策について質疑があり、当局より、入所者60名のうち、横手市出身者43名に対し調査を実施した。その結果、14名が新法の基準では地域移行が可能な方と判断された。地域移行を進めることについては、保護者から一定の理解をいただいております。今年度から3カ年でグループホーム3カ所を設置していくとともに、入居後の生活についても支援策を整備していくとの答弁がありました。

本案について、以上の質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。以上審議のほどよろしく願います。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

○田中敏雄 議長 討論ありませんか。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） 私は、議案第94号横手市国民健康保険税の一部を改正する条例について反対

の立場で討論をしたいと思います。

この条例改正は、平成20年度に続き、国保の財調基金から1億円を繰り入れながらも、昨年度に比べて1人当たり3,783円増加の7万3,120円、介護納付金1万7,596円を加えて、1人当たり9万716円とするための条例改正であります。

私がなぜ反対をするのか、大きく理由が2つあります。

1つ目であります。今回の繰り入れで国保の財調残高が、この後、1,300万円となることでもあります。一般質問でもお聞きをいたしました。来年度の医療費の抑制にも積極的に対策を打つという姿勢は、私には感じ得ませんでした。

また、4年間で毎年、課税所得が前年度比減、そして、合計で約11億円通しで課税所得が落ち込んでいることに対する明確な改善への具体的な道筋、覚悟も感じられませんでした。

そして、そういう中、来年度は明確に一般会計からの法定外繰り入れをするという言葉もいただけませんでした。すなわち、今回の提案は国保財調をほぼ空にして、1億円を繰り入れ、税の軽減を図っただけで、残りを国保加入者にそれぞれ振り分けただけの、私にすれば、知恵も国保を守るという決意もない、今年10月に改選がある私たちの最後の年度にしては、国保の将来に対して余りに責任のない提案であり、国保財調による国保税の激変緩和が来年度以降できなくなるということを、まずは反対の1点に申し上げたいと思います。

2点目であります。国保税に対しての市民の声、収入が伸びない中、市税の中で国保が一番大変だ、もう限界だ、何とかしてくれ、そういう声に、解決のために真摯に向き合っていない提案だということをお願いしたいと思います。

また、その解決のために、まずは国保会計に一般会計からの法定外繰り入れをするべきであります。

私は先日の一般質問で、合併をして特例債という甘い誘惑の中で、身の丈以上に駅前開発、学校統合といった大きな事業、すなわち箱物に目が行き、暮らしという視点が欠けていたのではないかということをお願いしました。確かに一つ一つの事業を精査をすれば、今やれば得をする、得だ、そういう中で、ある意味、正当な有効な将来投資であります。しかし、その点だけに目が行き、今の市民の置かれている日々の暮らしという中で、全体のバランスがとれているのでしょうか。

市民生活の維持と向上、安心・安全は、今の市民の日々の暮らしをしっかりと守るということをしてこそ成り立つものだということ、私は確信をしております。

日々の暮らしの医療制度としての最後のとりで、国民健康保険。その国保の我が市の加入者の実に45.4%、約2人に1人が法定軽減世帯であるという国保加入者の暮らしの中での脆弱な部分が浮き出しにされている中で、国保加入者は市民全体の3分の1。一般会計からの法定外繰り入れは、他の医療制度に加入をしている市民に対して著しく公平を欠くというのが、市長のお考えのようであります。

しかしながら、退職、失職という市民の将来において、市民がすべて入らなければならない医療制度であります。そして、国保の加入者の生活の現況というものを見て見ぬふりというのは、まさに、政治

はそこにはないということを、強く指摘しなければならないと思います。

国民健康保険はそのまちの暮らしの縮図であります。国保会計を見れば、市民の暮らしぶりがわかるとも言います。

医療制度の中で、特に経営基盤の、経済基盤の弱い人たちが多く加入している国民健康保険、100年に一度と言われる経済危機の中、多くの国保加入者の瀕死状態の財布と、これからの横手の国保会計の安心・安全を守るためにも、今年度の法定外繰り入れが絶対に必要だということを重ねて申し上げ、まずは市長に再考を求めるためにもこの条例案に反対をしていただくよう、同僚、諸先輩をお願いをして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

28番柿崎孝一議員。

【28番（柿崎孝一議員）登壇】

○28番（柿崎孝一議員） 私は賛成の立場で討論いたしたいと思います。

国民健康保険事業は、受益者が負担し合う保険税のほか、国庫支出金、県支出金、そして市一般会計からの基準外繰り入れにより収支の均衡を図っております。我々が支払う保険の税率も、国保全体のかかった医療費に応じて決められておりますし、応分の負担は当然であります。

この厳しい経済状況からすると、極めて困難な状況はわかりませんが、市の財政からも少なからずの援助をお願いしております。現在の市の財政を考えると、国民健康保険で規制されている保険基盤安定制度による保険税軽減分、保険者支援分、出産育児一時金、財政安定化支援事業事務費が、一般財源から6億200万円繰り入れられておりますし、財政調整基金からも1億余の繰り入れが目下行われようとしております。今般の不況のあらしにより軽減措置の申請者はますます増え、これに対しても、一般会計から繰り入れ対応が迫られることは必至であります。これ以上の一般会計からの繰り入れは難しいものがあると考えますし、負担割合についても検討に検討を重ねた結果であると思いますので、この改正案には賛成したいと思います。

この際、国保事業の置かれている状況を踏まえ、国保財政の収支均衡を是正し、確固たる財政基盤を確立するために、そして国保税負担が重い負担とならないように、幾つか要望しておきたいと思います。

第一に、健康づくりの取り組み強化であります。健康管理、健康支援事業の充実により健康社会を作り上げること、予防医療充実と健診率の向上、早期治療推進体制の構築を図ることです。

第二に、一次、二次、三次医療機関の連携をより強固にする体制を構築することです。

また、重複頻回受診者への指導も強化が必要でありますし、ジェネリック医薬品の使用の拡大も、今後ますます普及していかなければなりません。歳入の部分でも、収納率向上の不退転の覚悟で臨むことを希望してやみません。

いずれも一朝一夕になし遂げることは難しいことではありますが、国保財政健全化計画推進プロジェクトチームを早期に立ち上げ、総合的に取り組んでいくことを希望して、賛成の討論といたします。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第7号「物価に見合う年金の引き上げ」の意見書の採択を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、本陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第9号「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第94号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第106号平成21年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第107号平成21年度横手市介護保険特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第107号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議されております5件を除く4件について採決いたします。

4件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長報告のとおり可決されました。

---

**◎請願第1号～議案第112号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○田中敏雄 議長 日程第13、請願第1号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求めることについてより、日程第17、議案第112号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

**【産業経済常任委員長（30番播磨博一議員）登壇】**

○播磨博一 産業経済常任委員長 今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました案件中、議案2件、請願3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第1号及び第2号については、特段の意見及び討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号についてですが、この請願については、請願者の気持ちはわかる。しかし、この法案は昨日成立してしまったので議論しても意味がない。当委員会に付託されてしまったので採決するしかないのでは不採択にすべきであるとの意見が出ました。討論はなく、採決の結果、本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、補正は繰越金から出す場合と一般会計から繰り入れる場合とがあるが、どういうルールがあるのかとの質疑に対し、当局より、雄川荘分だけが一般会計からの繰入金になっており、他のほうは、繰越金での対応となっている。雄川荘の場合は、6月補正の段階での繰越額が大体700万円ぐらいしか見込めなく、当初予算で530万円計上しているので、残りは170万円ぐらいである。今回の補正額176万5,000円が財源として出てこないで、一般会計からの繰入金で対応させてもらった。他の施設は繰越金が比較的多かったので、6月補正も繰越金で対応できたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許可いたします。1番立身万千子議員。

#### 【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 私は請願第1号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求めること、第2号ミニマムアクセス米の輸入見直しに関すること及び、第3号農地法の改正に反対するという3つの請願に賛成の立場で討論します。

請願趣旨に記されているとおり、政府はみずから決めた米の備蓄ルールに反して買い上げをしないばかりか、2005年産で超古古米になっている備蓄米を安く売却して、米価の暴落を誘導しています。

特に、4月以降、一気に米価が下落した原因の1つが、ミニマムアクセス米の汚染米不正転用事件や、その後続いた発がん性カビ毒の発生など、食の安全に対する国民の信頼を失墜させたことの米消費への影響であることは、明らかに考えられます。

そもそも、ミニマムアクセスについて輸入を義務だと解釈する国は日本だけです。今なお人類の死亡原因のトップが飢餓であり、世界規模で飢えに苦しんでいる人々が大勢いるのであって、日本が、生産過剰が米価下落の原因だとして生産調整を拡大、強化しておきながら、大量の輸入を続けていることは、途上国の人々の食料を奪うことになっています。ましてや、そのミニマムアクセス米が農林水産省の安全宣言以降も次々とカビに汚染されているという実態が露呈している状況下ですら、国は汚染米を事故米という言葉でごまかしていることに私は憤りを禁じ得ません。

かくして、農業問題の頂点ともいえる重大な問題が、先般、国会で成立された農地法改正ではないでしょうか。まずは、法改正の理由に耕作放棄地の解消を挙げていますが、既に大手健康機器メーカーであるオムロンが北海道に建設、稼働させた東洋一のトマト農場は倒産しました。そして、居酒屋和民の関連会社であるワタミファームは三、四年間で1億円の赤字を出しています。企業は不利益が出れば即、農業から撤退し、農地が荒れる心配などは地元で押しつけることを示唆しているのではないのでしょうか。

農水省は耕作放棄地の解消を理由にすることができなくなってからは、今度は、多様な担い手をつくと、そういう答弁に変えてきました。しかし、多様な担い手の中には、外国資本企業の参入も含まれています。利益をねらう投資ファンドなど、外国資本が日本の農業参入企業の株式を買い占め、良好な農地をねらう危険にこの法律では対応できないことが指摘されています。

さらに、昨年来、横手市内で問題になってきた産業廃棄物についても懸念されます。現に、茨城県で放置されている産業廃棄物の不法投棄の問題が国会で取り上げられ、不適正利用を防止するための農業



委員会や都道府県の体制があるのか、という質疑が出されたり、また、民主党の議員が、最終的には賛成だが疑問が払拭されないと発言しています。

数年後には、農民の9割が、今の製造分野に見られる派遣労働者になってしまう、まさに、戦前の不在地主が復活するおそれがあります。戦前、この横手市でも十文字や沼館・醍醐など各地で小作農民がやむにやまれず立ち上がりました。その指導者たちは治安維持法により、投獄、拷問されています。牢獄と死刑台への覚悟をもって、土地が働く農民に開放されることを信じ、不屈に闘い続けてきた先達らの精神に倣い、今必要なのは、農産物の価格保障を軸にしての食料自給率の向上であることを心から訴えて、賛成討論とします。ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第3号農地法の改正に反対することについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。したがって原案について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立少数】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、既に議決されております1件を除く4件について採決いたします。

4件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、4件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第6号～議案第126号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第18、陳情第6号桜沢地内の道路側溝の整備についてより、日程第33、議案第126号平成21年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案15件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第6号については、意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号では、条例の一部改正の理由と内容についての質疑があり、当局より、集落排水事

業、下水道事業の使用開始等の届け出を怠った者などに対し、現行条例では罰則規定がなく、著しく不都合が生じることから、改正したものである。内容は過料5万円と、さらに下水道料金を上乘せして徴収するものであり、改正内容や手続等の規則改正については、事業者に通知して周知徹底を図りたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号では、処分料は所有者負担とすべきではないかとの質疑があり、当局より、放置自転車については、可能な限り所有者確認を行い、返還できるよう努力しているが、ほとんどの場合において持ち主があらわれず、市が廃棄物として環境保全センターで処分しているというのが現状である。本条例を施行し、その効果を見きわめながら、放置自転車のリサイクルなども視野に入れ、できるだけ行政に負担がかからないよう検討を重ねていきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号については、JRの負担額の算出根拠についての質疑があり、当局より、具体的には、仮に現在の駅舎を平地建て替えした場合の工事費から駅舎の残存価格を差し引いた金額と、エレベーター3基の工事費の3分の1、現在の跨線橋及び北側屋根の撤去費用、そのほかに東西自由通路の完成によって閉鎖される三枚橋踏切の維持管理が不要となるため、JRの受益相当額をトータルしたものがJRの負担となっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号、第101号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号では、市道の認定基準と街路灯についての質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号では、繰出金の内容と今後の見通しについての質疑があり、当局より、下水道管の埋設部分に地盤沈下のおそれがあり、その補修に充てようとするものである。今回は、特に空洞があって、地盤沈下の著しい8カ所について、経済危機対策臨時交付金を充当して、路盤の入れ替えをする。また、地中レーダー調査を行った結果、問題のある場所については、緊急性などからいろいろ協議しながら対応してまいりたい。繰出金については、今後もその都度、協議を必要とする局面が出てくる可能性はあると思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号では、具体的な移転計画についての質疑があり、当局より、今回、移転対象となるのは4軒であり、地権者の方々からは、これまでの交渉の中で積極的な同意を得ている。平成23年6月の駅西広場供用開始に合わせ、22年度内に造成工事を完了する必要があるため、広場の南側は橋上駅舎の建築現場として使われることになる。今回の補正予算では、造成工事用の事務用地、機械や資材置き場等で使用するため、今年度中の移転をお願いしているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号では、組み替えの理由について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号については、工事請負の内容について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号では、人件費について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第118号では、民間委託する業務内容について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号については、工事の進捗状況について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号では、工事内容と苦情処理について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第97号工事施行協定の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

既に、議決されております1件を除く15件について採決いたします。

15件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、15件は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後の再開時間を午後1時10分といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時10分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第93号～議案第123号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第93号横手市手数料条例の一部を改正する条例より、日程第41、議案第123号財産の取得についてまでの8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（20番石井正志議員）登壇】

○石井正志 総務文教常任委員長 今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました、議案8件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第93号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、長期優良住宅の申請をした際の税の減免についてとの質疑に対し、当局より、税等の優遇措置について、1つは所得税、2つ目には登録免許税、3つ目には不動産取得税、4つ目には固定資産税と大きな項目がある。1つ目の所得税は、一般住宅に比べて住宅ローン減税を拡充する内容で、単純にいくと控除額を拡大する内容になっている。それから控除の率も若干変更となっている。2つ目の登録免許税は、平成22年の3月31日までの期限つきで、住宅用家屋の所有権移転、保存登記にかかる税率を一般住宅の特例より引き下げる内容になっている。3つ目の不動産取得税も22年3月31日までの限定だが、新築住宅にかかる不動産取得税について課税標準からの控除額を増額する内容になっている。4つ目の固定資産税も22年3月31日までだが、減税措置の期間を一般住宅より延長する内容になっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、救急自動車の中に入る医療機器及び契約方法についてとの質疑に対し、当局より、無線機、呼吸用資機材、酸素吸入用資機材、搬送用器具、固定機材、モニター関係が搭載されている。また、救急車に搭載される医薬品、酸素ボンベや医療用具は薬事法高度管理医療機器等販売業許可証を取得している車両販売業者でなければならず、取り扱い業者が県内に2社しかない。それに横手市契約規則第39条第1項により指名競争入札は原則3社以上となっているので、随意契約とさせていただいたとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、50周年の桜100本の場所と管理につ

いてとの質疑に対し、当局より、東部山ろくの三角山、金峰山のふもとのいこいの森を上がり、道満峠を越えると駐車場がある。その駐車場を中心に植えようとするものである。景観的には非常に眺望のきく場所であるし、南郷岳が遠方に見えるような状況のふもとに桜が入るということで、桜の名所として育成しながら進めていきたいと考えている。管理については、財産区管理会の中で管理を続けていく予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、3月議会で職員の意識改革と市民の信頼回復のためには、再発防止に取り組むことが最大の責任のとり方だと言っているが、市長の見解を求めたいとの質疑に対し、市長より、この手の不祥事については、処分をすることと同時に、以後同じようなことが起きないように手だてをすることが、同時に必要なことだと思っている。3月議会においては、そういう考え方を申し上げたところだった。その後の推移の中で、金額が700万円を超えるような多額なものとなり、しかもすべてを弁償してもらえない状況がわかってきたため、これは再発防止になお一層の力を注ぐことにプラスして、やはり市長、副市長の減給処分が妥当だという判断をした。そういうことでお願いを申し上げた。なお、つけ加えれば、刑事告発については、その方向で警察と協議を進めているが、刑事告発がかなうかなわない、あるいは刑事罰が下る下らないは別にしても、金銭上の税金の取り扱いに関する問題は、歳入として穴をあけておく状況はできないということは明らかなので、その辺も考えなければいけないと思っているとの答弁がありました。

また、8月でも9月でも刑事告発した時点で、市民にきちっとした謝罪をすることが一つの責任のとり方の方法でもあるのではないかとと思うがとの質疑に対し、市長より、市民の皆さんに向かった謝罪は3月議会でもしたところだ。今議会でこの条例、給与条例の改正というのは、言ってみれば、市民の皆さんに対して、市民を代表する議会に対して、自分の責任のとり方を提案しているわけで、そういう意味では、これも私なりの市民に対する具体的なおわびだと思っているとの答弁がありました。

また、最終的な責任は最高責任者の市長がとるべきだと思う。前の60%の処分が続いている中で、新たにまた処分をしようとするわけだが、処分に対する市長の考え方がきちっと伝わってこなければ、違和感を感じるようなところもある。そのことについて聞きたいとの質疑に対し、市長より、私が考える自分自身に対する処分として、減給処分ということが妥当だという判断だ。それ以外はない。60%の減額についてはいろいろ皆さんのご意見があったが、私の判断でお願いし、理解をいただいたところである。また、それと全然違う事案であるが、最終的な管理責任は市長にあることはだれもが異論ないところだと思うので、それは何とかとらせてもらいたいとの答弁がありました。

最後に委員より、今回の改正案、市長の気持ちの意志の強さはわかるが、前回、政策のミスによって60%みずから減額したときと、今回の場合は全く異質のものである。職員が起こした事件については、当然、市長または副市長、また担当部署の課長クラスまでの責任は重大だと思うが、責任のとり方としては、単なる市長の減額で済ますのではなく、今後の再発防止に向けた真摯な行動を示すことこそが、

市長の残された任期のとるべき道だと思ふとの発言がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第120号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、騒音についての配慮はどの質疑に対し、当局より、騒音については、生徒方が授業中はなるべく騒音が出ない工法を利用する。それから、土日を最大限利用して、騒音の出るものについては、土日を利用しながら行っていきたい。設計の段階で、そのような工法を使う設計を組んでいるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、会社の経営状態の評価を入札に考慮する余地はないのかとの質疑に対し、当局より、基本的に2年に1回、指名願いの提出を受けている。その中で、受注の実績や経営内容なども考慮しながらランクづけをしている。今回の中学校の工事発注にかかわって指名審査するときに、会社の経営状態は要件にしていない。ただ、市税に滞納がないとか、そういうレベルの審査はしているが、特別経営の中身まで個々にはやっていないのが実情だとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号について、主な質疑と答弁を申し上げますと、入札の際にメーカーの名前を挙げるのはいかがなものかとの質疑に対し、当局より、商品の名前については従来から横手市内の各消防団に配置されていた機種名を挙げている。いずれ、そういう機種名を挙げると能力については関係者の方はすぐに分かるということで、あえて能力の比較がイメージできるように特定の商品名を挙げている、との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

28番柿崎孝一議員。

【28番（柿崎孝一議員）登壇】

○28番（柿崎孝一議員） 私は議案第119号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をいたします。

合併以来、この議場において議会開催のたびに、市長の陳謝する姿がありました。私の印象からすると毎回のようにも思います。そのたびに我々は、当局に対して、市長を初めとする幹部職員の職員管理

のあり方、また、不祥事防止策について進言してきましたが、改善は遅々として進まず、職員の処分は90人を超えてしまいました。合併当初、1,400人を超える職員がいました。全員に完璧な仕事を求めてきたわけではありません。ですから、ミスも当然あります。

しかし、みずからが意図的に起こす不正、不祥事だけは絶対に許されるものではありません。公僕としての自覚をいかに身につけさせるかも、市長を含め幹部の責任であります。合併以来、横手市職員倫理規程、コンプライアンスマニュアルを策定してまいりました。今回の税徴収における不祥事は、その最中に起こっていたことであります。このことは、防止策が何ら機能していなかったということであります。

さきの一般質問の中では、自身の処分は何回しても効果がない、再発防止に向けて取り組むこと以外の処分はない、これが最も重い処分であると自らを戒めていました。自分が主張した最大の処分を捨て、対外的に見える形での減給処分になぜ至ったのでしょうか。市長は産業支援センターの発芽玄米事業の不振の責任をとり、60%の減額を申し出ました。現在、32万8,000円の報酬であります。これをさらに減給する意味はどこにあるのでしょうか。減額することで責任をとるのではなく、最大の責任のとり方は断固とした決意を示し、今後一切の不祥事を起こさない防止策を示すこと、その行動を起こすことではないのでしょうか。目に見える形での積極的な行動を希望し、本条例案改正には反対いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第119号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、議案第119号は否決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第120号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第120号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第121号工事請負契約の締結についてを起立により採決い

たします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く5件について採決いたします。

5件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第105号及び議案第125号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第105号平成21年度横手市一般会計補正予算（第2号）及び、日程第43、議案第125号平成21年度横手市一般会計補正予算（第3号）までの2件を一括議題といたします。一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番木村清貴議員）登壇】

○木村清貴 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました案件中、議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

議案第105号の審査につきましては、6月8日に、また、議案第125号の審査につきましては、6月17日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会に、それぞれ所管の部分を委嘱いたしました。

各分科会審査は6月18日、19日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものであります。

議案2件について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案第105号及び第125号についての一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】



○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第105号平成21年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第125号平成21年度横手市一般会計補正予算（第3号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第125号は委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休 憩

午後 3時00分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議会議案第5号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第44、議会議案第5号政府が自ら決めた備蓄ルールに基づいて、20万トン規模の政府米買い入れを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第5号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会議案第6号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第45、議会議案第6号ミニマムアクセス米の輸入見直しに関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第6号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会議案第7号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第46、議会議案第7号物価に見合う年金の引き上げを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第7号については趣旨説明並びに委員会

の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第7号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第8号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第47、議会案第8号保険で良い歯科医療の実現を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第8号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第8号は、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第48、議会案第9号国民健康保険制度に関する意見書を議題といたします。

ただいま議題となっております議会案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会

の付託はしないこととなります。趣旨説明を求めます。

厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

○小笠原恒男 厚生常任委員長 議案第9号は、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

国民健康保険制度に関する意見書。

国民が健康で幸せな社会の実現は国の責務であり、同様に市民が健康で幸せな地域社会の実現は地方自治体の責務であり、正に福祉そのものである。

国民健康保険は、医療保険の根幹として、国民の健康の保持と医療の確保という国民福祉の充実のため、半世紀にわたり歩んできた制度である。

しかしながら、現行の制度では昨今の社会情勢はもとより、国民のおかれた立場にそぐわない制度になってしまったといわざるを得ない。これまで制度の見直しは行われてきたものの、根本的な部分については、施行当初のままである。

国民の厳しい現状・社会の情勢の変化は枚挙にいとまがなく、市民福祉の充実を目指す地方自治体では、制度の維持が大変大きな負担となり、疲弊を超え破綻ともいえる状況に追い込まれているのが現実である。

国においては、その存在意義を鑑み、国民が健康で幸せな社会を実現するため、国民健康保険制度の抜本的な改正を求めるものである。

1、すべての国民を対象とする医療保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

2、当面の国民健康保険の財政基盤強化のため、社会情勢に沿った財政措置の拡充と制度運営の改善を、国において主体的かつ早急に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○田中敏雄 議長 ただいまから提出書に対する質疑を行います。質疑ありませんか

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第9号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○田中敏雄 議長 日程第49、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これで平成21年第4回横手市議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時09分 閉 会

